

◎国家公務員法等の一部を改正する法

律

(平成二六年四月一八日法律第二二号)

一、提案理由(平成二五年一月二二日・衆議院内閣委員会)

○稲田国務大臣 ただいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、我が国は、さまざまな課題に直面しており、これらを迅速に解決し、強い日本を取り戻していく必要があります。このためには、内閣の重要政策に対応した戦略的人材配置を実現し、縦割り行政の弊害を排して各府省一体となった行政運営を確保するとともに、政府としての総合的人材戦略を確立し、職員一人一人が責任と誇りを持って職務を遂行できるようにするための国家公務員制度改革が急務となっております。

このような観点から、政府は、幹部職員人事の一元管理等に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備を行うとともに、内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官に関する規定の整備等を行うこととする本法律案を提出する次第であります。

以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、幹部職員人事の一元管理等に関する措置を講ずることとします。

具体的には、幹部職への任用は、内閣官房長官が適格性審査を行った上で作成する幹部候補者名簿に記載されている者の中から、任命権者が、内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づいて行うこととします。

また、幹部職員の任用を適切に行うため必要があり、一定の要件を満たす場合には、直近下位の職制上の段階の幹部職へ降任することができる特例を設けることとします。

さらに、管理職への任用に関する基準を定めて、その運用の管理等を行うとともに、管理職員の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を育成する仕組みとして、幹部候補育成課程を設けることとし、あわせて、官民の人材交流を推進するために必要な措置を講ずることとします。

第二に、内閣官房に内閣人事局を設置することとします。

内閣人事局は、幹部職員人事の一元管理等に関する事務を担うとともに、政府としての人材戦略を推進していくため、人事管理に関連する制度について、企画立案、方針決定、運用を一体的に担うこととします。具体的には、国家公務員制度の企画

及び立案、中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務、行政機関の機構及び定員に関する審査等に関する事務をつかさどることとします。

このような制度設計に当たっては職員の適正な勤務条件の確保及び人事行政の公正確保に配慮し、採用試験及び研修等に関する政令等を定めるに当たっては人事院の意見を聞いて定めることとしており、特に、各府省等の職員の職務の級の定数の設定及び改定等に当たっては、人事院の意見を十分に尊重することとしております。

なお、内閣総理大臣は、人事院に対し、人事院規則の制定及び改廃を要請できることとしております。

第三に、内閣総理大臣補佐官の所掌事務の変更及び大臣補佐官の制度の創設を行うこととします。

具体的には、内閣総理大臣補佐官の所掌事務は、内閣総理大臣の命を受け、内閣の特定の重要政策に係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐することに変更することとします。

また、大臣補佐官は、特に必要がある場合に、各府省に置くことができることとし、大臣の命を受け、特定の政策に係る大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、大臣を補佐することとするとともに、内閣総理大臣補佐官と同様、国会議員が兼ね

国家公務員法等の一部を改正する法律

ることを可能とすることとします。

以上が、国家公務員法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年三月一四日)

○柴山昌彦君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の法律案の概要について申し上げます。

本案は、国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等所要の改正を行うものであります。
……………(略)……………

内閣提出の法律案については、第百八十五回国会に提出され、昨年十一月二十二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日、稲田国務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入りました。十一月二十八日には参考人か

国家公務員法等の一部を改正する法律

六四

ら意見を聴取する等審査を行いました。その後、継続審査に付されていたものであります。

今国会におきましては、二月二十一日、内閣提出の法律案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派共同提案により、国家公務員の定年の段階的な引き上げ、再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討をするものとする内容を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

……(略)……

次いで、去る十二日、両案及び修正案を一括して質疑を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、渡辺喜美君外四名提出の法律案につきましては否決すべきものと決しました。次に、内閣提出の法律案につきまして、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、内閣提出の法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二六年二月二二日)

○近藤(洋)委員 ただいま議題となりました国家公務員法等の

一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、国家公務員法等の一部を改正する法律案の附則に検討事項を加えることとし、政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引き上げ、国家公務員の再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとするとしております。

第二に、その他所要の規定を整理することとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二六年三月二二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

一 職員の公募について、実施状況を検証し、その結果を踏まえて、内閣総理大臣が幹部職員の公募を実施すること等必要

な推進方策を検討すること。

二 自律的労使関係制度について、国家公務員制度改革基本法第十二条の規定に基づき、職員団体と所要の意見交換を行うにつき、合意形成に努めること。

三 内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官について、その運用状況を踏まえ、増員の要否及び内閣総理大臣や大臣を支えるスタッフの拡充について検討すること。

四 国家公務員法に定める再就職規制について、再就職等監視委員会の監視を含む運用状況を見つつ、あっせん規制に対する刑事罰の対象の拡大の可否について検討すること。

五 幹部候補育成課程について、その運用において、内閣総理大臣が主体的かつ中心的な役割を積極的に果たすことができよう、基準において必要な事項を定めること。

三、参議院内閣委員長報告(平成二六年四月二一日)

○水岡俊一君 たいいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び

国家公務員法等の一部を改正する法律

大臣補佐官に関する規定の創設等、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、衆議院におきまして、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについての検討条項を設けること等の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、国家公務員制度改革の意義、政と官の関係の在り方、協約締結権導入の是非、任免協議における判断基準の有無等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年四月一〇日)
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

国家公務員法等の一部を改正する法律

- 一 職員の公募について、実施状況を検証し、その結果を踏まえて、内閣総理大臣が幹部職員の公募を実施すること等必要な推進方策を検討すること。
- 二 自律的労使関係制度について、国家公務員制度改革基本法第十二条の規定に基づき、国民の理解を得た上で、職員団体と所要の意見交換を行いつつ、合意形成に努めること。
- 三 内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官について、その運用状況を踏まえ、増員の要否及び内閣総理大臣や大臣を支えるスタッフの拡充について検討すること。
- 四 国家公務員法に定める再就職規制について、再就職等監視委員会の監視を含む運用状況を見つつ、あっせん規制に対する刑事罰の対象の拡大の可否について検討すること。
- 五 幹部候補育成課程について、専門性を高めるなど、その運用において、内閣総理大臣が主体的かつ中心的な役割を積極的に果たすことができるよう、基準において必要な事項を定めること。
- 六 公務外からの幹部職員への任用に当たっては、第三者の意見の聴取など公正な適格性審査の仕組みを検討すること。
右決議する。